

令和 2 年

御殿場市・小山町広域行政組合議会
3 月 定 例 会 議 録

令和 2 年 3 月 1 0 日 開 会

令和 2 年 3 月 2 3 日 閉 会

御殿場市・小山町広域行政組合議会

令和2年御殿場市・小山町広域行政組合議会3月定例会会議録目次

第1号（3月10日）

○議事日程	4
○会議に付した事件	4
○出欠席議員	4
○説明のために出席した者	4
会 議	
○開会・開議	5
○日程第 1 会議録署名議員の指名	6
○日程第 2 会期の決定	6
○日程第 3 管理者提案理由の説明	6
○日程第 4 議案第 1号 令和元年度御殿場市・小山町広域行政組合一般 会計補正予算（第3号）について	7
○日程第 5 議案第 2号 令和2年度御殿場市・小山町広域行政組合一般 会計予算について	11
○散 会	17

第2号（3月23日）

○議事日程	20
○会議に付した事件	20
○出欠席議員	20
○説明のために出席した者	20

会 議

○開会・開議	22
○日程第 1 議案第 2号 令和2年度御殿場市・小山町広域行政組合一般 会計予算について	22
○閉 会	33

第 1 日

令和2年御殿場市・小山町広域行政組合議会3月定例会会議録(第1号)

令和2年3月10日(火曜日)

○議事日程

令和2年3月10日 午後1時30分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 管理者提案理由の説明

日程第4 議案第1号 令和元年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正
予算(第3号)について

日程第5 議案第2号 令和2年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算
について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(12名)

1番 田代耕一君	2番 勝間田幹也君
3番 本多丞次君	5番 高橋靖銘君
6番 室伏勉君	7番 佐藤省三君
8番 小林恵美子君	10番 藺田豊造君
11番 菅沼芳徳君	12番 岩田治和君
13番 高橋利典君	14番 高畑博行君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

管 理 者	若 林 洋 平 君
副 管 理 者	池 谷 晴 一 君
副 管 理 者	勝 又 正 美 君
事 務 局 長	勝 間 田 邦 雄 君
消 防 長	村 松 秀 樹 君
庶 務 課 長	三 輪 徹 君
事務局次長兼資源循環課長	佐 藤 暁 将 君
事務局次長兼衛生センター所長	岩 田 隆 夫 君
管 理 課 長	小 澤 進 君

予 防 課 長	岩 田 誠 君
消 防 次 長 兼 警 防 課 長	勝 間 田 誠 司 君
通 信 指 令 課 長	平 野 利 政 君
御 殿 場 消 防 署 長	谷 中 修 君
小 山 消 防 署 長	込 山 眞 治 君
御 殿 場 消 防 署 副 署 長	小 林 眞 人 君
御 殿 場 市 副 市 長	瀧 口 達 也 君
御 殿 場 市 企 画 部 長	井 上 仁 士 君
御 殿 場 市 総 務 部 長	梶 守 男 君
御 殿 場 市 環 境 部 長	勝 又 裕 志 君
小 山 町 副 町 長	杉 本 昌 一 君
小 山 町 企 画 総 務 部 長	湯 山 博 一 君
小 山 町 住 民 福 祉 部 長	小 野 一 彦 君

○職務のため出席した事務局職員

庶務課総務スタッフ課長補佐	込 山 次 保
庶務課総務スタッフ主任	勝 亦 俊 尚
庶務課総務スタッフ主任	齋 藤 真 知 子
庶務課総務スタッフ主任	小 宮 山 智 士

○議長（高橋利典君）

出席議員が法定数に達しておりますので会議は成立いたしました。

ただいまから、令和2年御殿場市・小山町広域行政組合議会3月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

午後1時30分 開会

○議長（高橋利典君）

本日の会議は、お手元に配付してあります日程により運営いたしますので、御了承願います。

○議長（高橋利典君）

本日、議席に配付済みの資料は、議事日程（第1号）、管理者提案理由説明書、以上でありますので御確認ください。

議案書及び議案資料は先に議員各位に配付済みであります。

○議長（高橋利典君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において5番 高橋靖銘議員、6番 室伏 勉議員、以上、2名を指名いたします。

○議長（高橋利典君）

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

令和2年御殿場市・小山町広域行政組合議会3月定例会の会期は、本日3月10日から3月23日までの14日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（高橋利典君）

御異議なしと認めます。

よって、会期は14日間と決定いたしました。

○議長（高橋利典君）

日程第3 「管理者提案理由の説明」を議題といたします。

本議会に提出されました議案第1号及び議案第2号について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者

○管理者（若林洋平君）

それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

本日開会の御殿場市・小山町広域行政組合議会3月定例会に提出いたしました議案の御審議をお願いするに当たり、その提案理由の概要を御説明申し上げます。

議案は予算案2件となっております。

以下、議案番号に従い、順次御説明を申し上げます。

最初に議案第1号「令和元年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第3号）について」申し上げます。

今回の補正額は、543万円の増額で、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ33億856万9,000円となります。

補正の背景、要因といたしましては、12月補正予算編成後の事情変化により必要となりました経費の措置をするものでございます。

歳出につきましては、焼却センター運営維持管理費及び指定ごみ袋作製等事業費の増額でございます。

歳入につきましては、焼却センター分の廃棄物処理手数料及び指定ごみ袋分の廃棄物処理手数料の増額でございます。

以上の歳出及び歳入の補正により、分担金及び負担金につきましては、減額となって

おります。

次に、議案第2号「令和2年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算について」申し上げます。

令和2年度の一般会計予算は、歳入歳出それぞれ31億8,000万円で、前年度と比較しますと3,000万円の増額となっております。

歳出の主なものは、2款の総務費では一般管理費、3款の衛生費では斎場の施設管理費、焼却センター及び再資源化センターの運営維持管理費並びに衛生センターの施設管理費、4款の消防費では東京オリンピック・パラリンピック事業を含む消防事業費、車両管理費などでございます。

これらの事業に対する財源構成といたしましては、市町の負担金が26億7,000万円余で歳入予算の84.1%、使用料及び手数料が2億7,000万円余で8.7%、東京オリンピック・パラリンピックに係る補助事業を含む県支出金が3,000万円余で1.2%、組合債が1,000万円余で0.4%となっております。

歳入予算の84%を占めます、市と町の負担金の合計26億7,000万円余につきましては、令和2年度当初予算管理者査定におきまして、歳出総額を決定し、それに見合う負担金を正規の予算編成手続を経て、計上をしております。

26億7,000万円余の負担金における市町の負担割合につきましては、現在合意に向けて協議中ではありますが、令和2年度当初からの見直しについては、双方が合意していることから、暫定的に算定をしたものでございます。

なお、両市町の合意書締結後、速やかに令和2年4月1日に遡及をし、補正予算において予算措置をいたすところでございます。

以上で、本日提出をいたしました議案の提案理由の説明を終わりとさせていただきます。

慎重な御審議の上、御賛同をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋利典君）

日程第4 議案第1号「令和元年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長

○事務局長（勝間田邦雄君）

ただいま議題となりました議案第1号について、御説明申し上げます。

資料2 補正予算書の1ページをお開きください。

このページは、予算の条文です。

第1条で、歳入歳出予算の総額それぞれ543万円を増額し、歳入歳出予算の総額を33億856万9,000円とするものです。

それでは、事項別明細書により歳出の内容から説明いたしますので、18ページ、19ページをお開きください。

3款2項1目塵芥処理費、12節役務費は、可燃ごみの増加に伴い、450可燃ごみ袋を中心に受注製造数が当初の予測を上回ったことに伴い、指定ごみ袋販売手数料が増額となります。

13節委託料の説明欄1の①焼却センター運営維持管理費は、可燃ごみの搬入量が当初の予測を上回ったことに伴い、焼却SPCに支払う運営維持管理費の増額となります。

2指定ごみ袋作製等事業費は、同じく指定可燃袋の受注製造数が当初の予測を上回ったことに伴い、調達・配送管理委託料が増額となります。

次に、歳入について説明いたしますので、14ページ、15ページをお開きください。

2款2項1目清掃手数料の説明欄、廃棄物処理手数料は、可燃ごみの搬入量が当初の予測を上回っていることから、増額補正をするものでございます。

廃棄物処理手数料は、販売店に指定ごみ袋を納品した時点で、販売手数料が発生することから、増額補正をするものでございます。

ページを戻っていただき、12ページ、13ページをお開きください。

以上の歳出及び歳入の補正により、歳入が歳出を上回っていることから1款1項1目負担金については、151万4,000円の減額となり、内訳は、御殿場市が121万円、小山町が30万4,000円の減額となります。

以上、議案第1号の内容の説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（高橋利典君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

10番 藺田豊造議員

○10番（藺田豊造君）

10番、藺田豊造でございます。歳入歳出について、合わせて質問いたします。

令和元年度一般会計補正予算（第3号）について質問します。

これは先に申し述べましたように、歳入歳出に関連がありますので、同時に質問させていただきます。

まず、平成31年3月4日提出の補正予算書（第3号）では、2款2項1目清掃手数料の廃棄物処理手数料（焼却）は350万1,000円余の減額であったが、今回の補正では、694万4,000円の増額である。前年度の焼却手数料は減額であったが、

今年度は147万円の増額となっています。

また、昨年度はなかった指定ごみ袋は546万8,000円の増額である。これらの原因と袋の売り上げについて、数と数量、金額についてお尋ねします。

次に、歳出についてお伺いします。

歳出では、3款2項1目14節に、指定ごみ袋作製事業は222万2,000円となっているが、何袋つくるのか、合わせてお尋ねします。

また、袋の増加は実質的なごみの搬入が増えていることとうかがいしれますが、これはこの傾向が続くものと感じられるものか否か、御賢察をお伺いします。

合わせて、市・町ともごみの減量化に努めている中で、今回の増加傾向に対して、当局の指示等がありましたらお聞かせください。

最後に、18ページ、3款2項1目塵芥処理費、12節役務費62万5,000円の内訳説明と、焼却センター及び再資源化センターの管理運営に要する経費とはどのようなものかお伺いします。

以上です。

○議長（高橋利典君）

資源循環課長

○資源循環課長（佐藤暁将君）

ただいまの御質問についてお答えいたします。

初めに、廃棄物処理手数料（焼却）につきましては、前年度の後期及び今年度の前期のごみの搬入量の実績値をもとに、次年度の当初予算を算出していますが、昨年11月までに焼却センターに指定袋以外で搬入されたごみの量が、前年度に対して増加傾向にあり、1年間の搬入量が180トン余増加することが見込まれるため増額となるものです。

次に、指定ごみ袋に係る廃棄物処理手数料につきましては、指定ごみ袋は販売店の買い取り方式のため、袋の発注数量と実際に搬入されるごみの量とは必ずしも比例するものではありませんが、ごみステーションから回収される数量及び指定袋で直接ごみを焼却センターへ搬入される数量が若干増加していることが原因だと推測されます。

また、袋の売り上げにつきましては、昨年11月末の時点で、可燃ごみ袋の容量20ℓが約1万7,000セット、金額が約220万円、容量30ℓが約5万1,000セット、金額が約1,000万円、容量45ℓが約23万セット、金額が約6,900万円となっております。

なお、不燃の袋につきましては、販売数が可燃のごみ袋に対して少ないため、説明を省略させていただきます。

次に、ごみ袋の作製予測につきましては、可燃の20ℓを約2,000セット、30

ℓを約5,500セット、45ℓを1万4,000セット、不燃の45ℓを約400セット増やし、残りの不燃が約1,300セット減ることが予測されるため、全体で約2万セット、金額で222万2,000円を増額するものでございます。

また、焼却センターが稼働してもうすぐ5年となりますが、ごみの搬入量の推移につきましては、多少の増減を繰り返しながら、微増傾向となっています。したがって、今回の増加は一時的なものであると考えていますが、引き続き市・町と連携して、ごみの減量に努めてまいります。

次に、3款2項1目塵芥処理費の12節役務費につきましては、指定ごみ袋の販売店へ支払う、1枚当たり3円の販売手数料の合計となります。

最後になりますが、焼却センター及び再資源化センターの管理運営などに要する経費につきましては、組合職員の人件費をはじめ、両施設のSPCに支払う運営維持管理費、施設の用地の借上料、指定ごみ袋作製等に係る経費です。

以上、答弁とさせていただきます。

(「終わります。」と 藺田豊造君)

○議長(高橋利典君)

ほかに質疑ありませんか。

(この時質疑なし)

○議長(高橋利典君)

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(高橋利典君)

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長(高橋利典君)

次に、賛成討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長(高橋利典君)

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長(高橋利典君)

これより、議案第1号「令和元年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算(第3号)について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（高橋利典君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋利典君）

日程第5 議案第2号「令和2年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算について」を議題といたします。

この際、あらかじめ御了承願います。

令和2年度予算の審議に当たっては、本日は当局の説明のみとし、質疑については来る3月23日の本会議において行いたいと思いますので、御了承願います。

当局から内容説明を求めます。

事務局長

○事務局長（勝間田邦雄君）

ただいま議題となりました議案第2号について、説明いたします。

資料3 一般会計予算書の1ページをお開きください。

このページは、予算の条文です。

第1条第1項は、歳入歳出予算の総額を31億8,000万円と定め、第2項は、歳入歳出それぞれの款項の区分と金額について定めるものです。

第2条は、地方債の起債の目的や限度額などについて、第3条は、歳出予算の流用について定めるものです。

次のページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算は、歳入歳出それぞれの款項ごとの予算額を記載したもので、議会の議決の対象となるものです。

それぞれの一番下の合計額のとおり、令和2年度当初予算の総額は、31億8,000万円で、前年度比1.0%、3,000万円の増額となります。

増額の主な要因は、5款公債費においてごみ処理施設（再資源化施設）償還金元金の償還が令和2年度から始まることによるものです。

歳入で前年度と比べ増減額の大きいものと、その割合は3款県支出金が3,255万円余、487.8%の増額、6款諸収入が、2,053万円余、12.2%の増額、7款組合債が、3,520万円、73.7%の減額となっております。

なお、令和2年度は国庫補助事業がないため、国庫支出金が皆減となります。

歳出では、2款総務費が、8,943万円、39.8%の減額、4款消防費が、2,159万円余、1.5%の増額、5款公債費が、1億48万円余、69.0%の増額となります。

次のページをお願いいたします。

第2表地方債は、御殿場消防署に入れ替え配備する、高規格救急自動車更新整備事業に係る起債について、限度額、借り入れ条件などを記載したものです。

それでは、予算の内容を事項別明細書により、歳出から説明いたしますので、27ページ、28ページをお開きください。

なお、歳出全体を通じて、人件費、車両管理費、一般諸経費などの説明は、特に必要がある場合以外は省略させていただきますので、あらかじめ御承知おきください。

1款1項1目議会費は、前年度比0.2%の減額です。

説明欄3の①は、埼玉方面の焼却センターから排出されます焼却灰の再資源化センターについて視察いただく予定です。

次のページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費は、退職者数の減少などによる退職手当の減額などにより前年度比39.8%の減額です。

説明欄1の⑤は、退職手当と児童手当の合計金額です。

⑥は、職員の公務・通勤災害の補償を実施する基金への負担金でございます。

3の①は、事務局の事務所の光熱水費のほか維持・管理に係る御殿場市への負担金です。

②は、斎場、焼却センター、再資源化センター及び衛生センターの建物損害共済の掛金です。

4の①は、一般的な健康診断のほか、職員ストレスチェック、現場作業に従事する職員のB型肝炎予防接種などに要する経費です。

②は、職員の勤続表彰に要する経費です。

④、⑤、⑦及び⑧は、それぞれ記載の人事管理に係る業務に対する御殿場市への負担金です。

⑨は、職員採用試験などに要する経費です。

5の①及び②は、それぞれの基金の運用利子を積み立てるものです。

8の①、②、③及び⑤は、それぞれ記載の事務管理システムや、業務に対する御殿場市への負担金です。

次のページをお願いします。

3款1項1目斎場費は、前年度比5.7%の減額です。

説明欄1施設管理費①は、火葬炉台車ブロック・主燃炉排煙吸入口アーチ修繕など、火葬炉設備の修繕に要する経費です。

③は、火葬等業務委託のほか、維持・管理に要する経費です。

④は、斎場用地0.81haの借地料です。

次に、2項1目塵芥処理費は、焼却センターにおいて可燃ごみ量の増加に係る経費や、再資源化センターで扱う小型家電の処理単価の増額、消費税増税に係る経費を計上したことなどを主な要因として、前年度比1.6%の増額です。

説明欄2焼却センター運営費①は、特別目的会社SPCである「御殿場小山環境テクノロジー株式会社」へ支払う、施設運営及び焼却灰の資源化に要する経費並びに施設整備費割賦料のほか、ごみ計量業務などの委託に要する経費です。

②は、焼却灰の資源化に際し、処分先の所在地である三重県伊賀市と茨城県鹿嶋市に負担金として支払うものです。

③は、焼却センター用地5.57haと災害ごみ仮置き場用地1.09haの借地料です。

④は、地元区である板妻区及び神場区との合意書などに基づき、両区内の道路・水路整備などの地域振興事業を実施する経費です。

説明欄3再資源化センター運営費①は、特別目的会社である「御殿場小山エコパートナーズ株式会社」へ支払う施設運営に要する経費及び施設整備費割賦料などです。

②は、色付きカレット、廃蛍光管及び廃乾電池の処理に要する経費です。

③は、再資源化センター用地3.6haの借地料です。

4は、指定ごみ袋の作製のほか、販売店までの配送や指定ごみ袋の販売などに要する経費です。

次のページをお願いいたします。

2目し尿処理費は、衛生センター長寿命化総合計画に基づく施設修繕や設備点検に要する経費の減により、前年度比4.2%の減額です。

説明欄2施設管理費の②は、施設の運転技術管理業務及び夜間機械警備業務の委託に要する経費です。

③は、各種設備機器の保守・点検業務及び槽内の清掃業務などの委託に要する経費です。

④は、放流水の水質分析、臭気測定等の委託に要する経費です。

⑤は、施設の延命化を図るために実施する「No.1汚泥返送コンベア及びインバータ等交換修繕」のほか、各種修繕に要する経費です。

⑥は、衛生センター施設用地2.3haの借地料です。

⑦は、し尿及び浄化槽汚泥の処理過程で必要となる薬品などの消耗品の購入に要する経費です。

⑧は、最終処分場1.06haの借地料及び水処理施設の維持管理に要する経費です。

35ページ、36ページをお願いいたします。

4款消防費につきましては、消防長から説明させていただきます。よろしくお願ひい

たします。

○議長（高橋利典君）

消防長。

○消防長（村松秀樹君）

それでは、続きまして、4款消防費について説明をさせていただきます。

4款1項1日常備消防費は、常備消防の管理運営に要する経費及び資機材の整備等に要する経費で、前年度比1.5%の増です。

増額の主な要因は、職員増による人件費及び消防庁舎空調設備の更新と東京オリンピック・パラリンピック事業の増額によるものです。

それでは、説明欄に沿って順次説明いたします。

説明欄1は、③の消防職員157人分の給与等が主なもので、その割合は、常備消防費全体の84.5%を占めております。

2の①は、御殿場消防署、小山消防署及び富士岡・西・須走の各分署における清掃管理や空調設備等の管理委託に要する経費です。

②は、庁舎5か所の光熱水費です。

③は、通信指令台と各署々及び管内の医療機関等を結んでいる専用回線や高機能消防指令システムに係る指令回線等の通信に要する経費です。

④は、消防庁舎電灯のLED化事業及び空調設備更新事業を含む、各種修繕に要する経費です。

⑤は、富士岡分署の土地借上料です。

⑥は、OA機器等の借上料及び浄化槽の清掃等に係る経費です。

3の①は、空気呼吸器等の災害資機材の整備に要する経費です。

②は、市町民の防火意識の高揚を図るための事業で、幼年消防クラブの育成や火災予防広報誌の作成が主なものです。

③は、救急救命士の養成や救急処置用消耗品の補充が主なものです。

④は、119番通報を受信する、高機能消防指令システムの保守管理委託及び気象観測装置の修繕に係る経費が主なものです。

⑤は、東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴う警備等に係る経費です。

4は、職員の教育に要する経費です。

5は、平成31年度から、東京オリンピック組織委員会へ派遣している消防職員1名に要する経費です。

6の①は、消防車両31台分の車両整備に要する経費です。

②は、御殿場消防署の救急車老朽化に伴い更新をする経費です。

7は、職員の貸与被服や庁用備品等に要する経費です。

8は、全国、関東、県及び県東部それぞれの消防長会への負担金です。

以上で、4款消防費の説明とさせていただきます。

○議長（高橋利典君）

事務局長

○事務局長（勝間田邦雄君）

引き続き5款以降を、説明させていただきます。

39ページ、40ページをお願いいたします。

5款公債費は、再資源化センターに係るごみ処理施設償還金元金償還が令和2年度から始まることを主な要因として、1目元金は、前年度比74.1%の増額、2目利子は、前年度比11.2%の減額です。

令和2年度は、説明欄1の①から③までの元金及び利子を償還いたします。

なお、組合債の現在高の調書は、53ページのとおりです。ごらんください。

次のページをお願いいたします。

6款1項1目予備費は、緊急修繕や予測の難しい出来事に対応するもので、計数整理を兼ねて、1,266万7,000円を計上いたしました。

続いて、歳入の内容について説明させていただきます。

戻っていただきまして、11ページ、12ページをお開きください。

1款1項1目負担金は、前年度比0.5%の増額です。

市・町負担金が歳入全体額に占める割合は、84.1%です。

次のページをお願いいたします。

2款1項1目総務使用料は、前年度と同額計上しました。

2目衛生使用料についても同額でございます。

5か年の平均数値により計上いたしました。

2項2目衛生手数料は、前年度比4.6%の増額です。

廃棄物処理手数料につきましては、予算編成時までの実績などから、説明欄記載のとおり見込みました。

また、分骨証明手数料につきましては、1件当たり300円で、頭出しの計上です。

3目消防手数料は、過去5年の実績などにより、前年度と同額計上させていただきました。

次のページをお願いいたします。

3款1項1目消防費補助金は前年度比487.8%の大幅な増額となります。説明欄の一部事務組合等防災力充実強化総合支援事業補助金及び緊急消防援助隊設備整備補助金は、防災資機材並びに御殿場消防署に配備する高規格救急自動車の導入に係る県補助金で、補助率は3分の2です。

消防・緊急体制整備費補助金は、東京オリンピック・パラリンピック関連事業に係る県補助金で、100%県補助金となります。

次のページをお願いいたします。

4款財産収入、1項1目利子及び配当金は、説明欄記載の基金の預金利子です。

次のページをお願いいたします。

5款1項1目繰越金は、前年度と同額の計上です。

次のページをお願いいたします。

6款1項1目組合預金利子は、頭出しの計上です。

2項1目雑入は、前年度比14.0%の増額です。

焼却センター発電売電料は、可燃ごみの搬入量の増加に鑑み、1,786万円余、再資源化物売却料につきましても、実績から66万円余の増額計上とさせていただきましたが、東名救急業務支弁金及び県市町村振興協会助成金は減額計上し、県消防学校職員派遣助成金は前年に比べ250万円増額し、850万円を計上させていただきました。

次のページをお願いいたします。

7款1項1目消防債は、説明欄記載の事業により、前年度比73.8%の大幅な減額となります。これは、消防車両購入に当たり、前年度は水槽付き消防ポンプ自動車を整備いたしました。令和2年度は高規格救急車整備を計画したため、整備予算に差が生じたためでございます。

歳入の説明は、以上でございます。

次に、その他調書の説明をいたしますので、43ページをお開きください。

このページから50ページまでは、特別職の報酬及び一般職の給与費等の明細を記載しておりますので、後ほど御確認ください。

51ページ、52ページをお願いいたします。

債務負担行為として既に議決をいただいている事項を取りまとめたものでございます。

次のページをお願いいたします。

起債の状況に関する調書になります。

令和2年度は、新たに1,250万円の起債を見込む一方、2億3,844万円の元金償還が見込まれていることから、令和2年度末の現在高見込み額は、令和元年度末より2億2,594万円の減となる、16億9,950万円となります。

次の54ページから57ページまでは、令和2年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算の負担金の算出調書となります。御殿場市と小山町の負担金の算出方法などを記載いたしました。平成29年8月16日に市町で取り交しました広域負担割合の合意書に基づかない負担金の算出額を記載してありますが、管理者提案理由のとおり、市町の負担割合の見直しにつきましては双方が合意し、見直し協議が進んでいることから、

暫定的に算定したものです。

以上で、議案第2号、令和2年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算についての内容説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋利典君）

以上で、議案第2号「令和2年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算について」の説明を終わりといたします。

○議長（高橋利典君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

この際、本席より定例会再開のお知らせをいたします。

来る3月23日午後1時30分から3月定例会を再開いたしますので、定刻までに議場に御参集願います。

本日は御苦労さまでした。

午後2時08分 散会

第 2 日

令和2年御殿場市・小山町広域行政組合議会3月定例会会議録(第2号)

令和2年3月23日(月曜日)

○議事日程

令和2年3月23日 午後1時30分 開会

日程第1 議案第2号 令和2年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算
について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員(12名)

1番 田代耕一君	2番 勝間田幹也君
3番 本多丞次君	5番 高橋靖銘君
6番 室伏勉君	7番 佐藤省三君
8番 小林恵美子君	10番 藺田豊造君
11番 菅沼芳徳君	12番 岩田治和君
13番 高橋利典君	14番 高畑博行君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

管理者	若林洋平君
副管理者	池谷晴一君
副管理者	勝又正美君
会計管理者	鈴木秋広君
事務局長	勝間田邦雄君
消防長	村松秀樹君
庶務課長	三輪徹君
事務局次長兼資源循環課長	佐藤暁将君
事務局次長兼衛生センター所長	岩田隆夫君
管理課長	小澤進君
予防課長	岩田誠君
消防次長兼警防課長	勝間田誠司君
通信指令課長	平野利政君
御殿場消防署長	谷中修君
小山消防署長	込山眞治君
御殿場消防署副署長	小林真人君

御 殿 場 市 副 市 長	瀧 口 達 也 君
御 殿 場 市 企 画 部 長	井 上 仁 士 君
御 殿 場 市 総 務 部 長	梶 守 男 君
御 殿 場 市 環 境 部 長	勝 又 裕 志 君
小 山 町 副 町 長	杉 本 昌 一 君
小 山 町 企 画 総 務 部 長	湯 山 博 一 君
小 山 町 住 民 福 祉 部 長	小 野 一 彦 君

○職務のため出席した事務局職員

庶務課総務スタッフ課長補佐	込 山 次 保
庶務課総務スタッフ主任	勝 亦 俊 尚
庶務課総務スタッフ主任	齋 藤 真 知 子
庶務課総務スタッフ主任	小 宮 山 智 士

○議長（高橋利典君）

出席議員が法定数に達しておりますので会議は成立いたしました。

ただいまから、令和2年御殿場市・小山町広域行政組合議会3月定例会を再開いたします。

○議長（高橋利典君）

本日は、当議場に、去る2月27日の本会議において、御殿場市・小山町広域行政組合監査委員に選任同意されました臼井芳廣様にお越しをいただいておりますので、御挨拶をいただきたいと思います。

臼井様、よろしく申し上げます。

○監査委員（臼井芳廣君）

皆様こんにちは。このたび御殿場市・小山町広域行政組合代表監査委員に任命されました臼井芳廣といたします。よろしくどうぞお願いいたします。

監査の重要性を十分に理解し、広域行政の業務が円滑に運営されますよう、日々努力、精進し、御殿場市民・小山町民が豊かで安全・安心な生活が送られますよう、微力ではございますが、任務を全うさせていただきます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

皆様の御指導、御鞭撻をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。

本日は貴重な時間をいただきましてありがとうございました。

○議長（高橋利典君）

ありがとうございました。臼井様には今後2年間、監査委員として御尽力をいただきますよう、本席より心からお願い申し上げます。

本日はお忙しい中、ありがとうございました。

○議長（高橋利典君）

直ちに本日の会議を開きます。

午後1時30分 開議

○議長（高橋利典君）

本日の会議は、お手元に配付してあります日程により運営いたしますので、御了承願います。

○議長（高橋利典君）

本日、議席に配付済みの資料は、議事日程（第2号）、管理者提案理由説明書、令和2年度当初予算質疑区分一覧表、以上でありますので御確認ください。

○議長（高橋利典君）

日程第1 議案第2号「令和2年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、過般の本会議において説明がなされておりますので、内容説明は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（高橋利典君）

御異議なしと認めます。

よって、本案に対する内容説明は省略し、直ちに質疑に入ります。

まず、歳入について質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（高橋利典君）

質疑なしと認めます。

これにて歳入の質疑を終結いたします。

○議長（高橋利典君）

続いて、歳出の質疑に入ります。

まず、1款議会費、2款総務費、3款衛生費について質疑ありませんか。

12番 岩田治和議員

○12番（岩田治和君）

12番、岩田治和でございます。予算書の34ページ、3款衛生費、2項清掃費、説

明欄、衛生センターの管理運営等に要する経費、2の施設管理費④について伺います。

測定分析委託費269万円の関係で、まず、説明のときに放流水の分析、臭気の測定と説明がありましたが、次の点について詳細な説明をお願いします。

まず、排水分析の法令上の規定、そして分析項目、サンプリング場所、測定の頻度、測定数、さらに、これまで異常値は出ているのかどうか、説明を伺います。

質問事項2としまして、同じく34ページ、2の施設管理費⑦の関係ですけど、薬品等消耗品費が1,921万円と出ておりますけど、これについても主な薬品は何であるのか、何の目的に使用しているのか、粉体としての取り扱いがあるのか、労働安全衛生上の規定に満足しているのかどうかお答えください。

以上です。

○議長（高橋利典君）

衛生センター所長

○衛生センター所長（岩田隆夫君）

それでは、1番目の質問、測定分析委託費についてお答えします。

衛生センターは、水質汚濁防止法、騒音・振動規制法、悪臭防止法及び静岡県公害防止条例に定められた各種基準を順守し、施設を運転していく必要がありますが、施設建設時に竹之天下堰水利組合などの地元関係者と締結した公害防止協定により、法・条例よりもはるかに厳しい基準値を締結し、日ごろ運転管理をしております。

排水関係の協定基準値は9項目で、水素イオン濃度が5.8以上8.6以下、生物化学的酸素要求量が1ℓ当たり10mg以下、化学的酸素要求量が1ℓ当たり30mg以下、浮遊物質がやはり1ℓ当たり10mg以下、全窒素が1ℓ当たり10mg以下、全リンが1ℓ当たり1mg以下、色度が30度以下、大腸菌群数が1cm³当たり300個以下、透視度が1m以上となっております。

放流水のサンプリング場所は、施設末端の放流槽にて毎週1回、年52回の測定を実施しております。昭和60年に現在の施設が稼働して以来、この基準を大きく下回る水質を確保し、異常値を記録したことは一度もございません。

次に、2番目の薬品等消耗品費についてお答えします。

主な薬品については、硫酸アルミニウム8%溶液を処理水中の汚泥を凝縮させることとリン除去のために年間約85トン、水酸化ナトリウム25%溶液を高濃度臭気除去のために年間約30トン、塩酸35%溶液をやはり高濃度臭気除去のため年間1トン、メタノール99.8%溶液を窒素除去工程で年間約16トン、次亜塩素酸ナトリウム12%溶液を放流水滅菌のために年間約10トン使用しております。

粉体の薬剤としては、汚泥を脱水する際に使用する脱水剤を年間9トン購入し、必要に応じ、水に溶かし使用しております。

なお、これら薬剤を扱う際には、労働衛生安全法に基づいた保護具等を装着し、職員の身体に影響が出ない環境下で作業に従事しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利典君）

12番 岩田治和議員

○12番（岩田治和君）

再質問いたします。

まず、1番の分析の関係なんですけど、測定の頻度は週1回ということで年52回、この回数は私はちょっと多すぎるというか、そこまで測定をする必要があるのかという、ちょっと疑問があります。

実際にやっている項目を見ても、PH、BOD、COD、水質、トータル窒素、あとトータルリンですね、あと色度と、それと大腸菌群の測定なんですけど、ここまで269万円委託費用をかけてやる必要があるのかどうか。私の考えているところで、この中の全リンと大腸菌群の測定だけがちょっと簡単にはできないんですけど、それ以外の項目については、事業所内でかなりできる、またアルバイトを使ってもできるような測定と一応考えております。269万円の委託費用をかけるなら、事業所内で行えるのではないかというふうに考えております。

2番目のほうの薬品関係の購入費用なんですけど、1,921万円の費用がかかっております。答弁の中でかなり有害性の高い、特にこの中で、労働安全衛生法に規定されています特定化学物質障害予防規則の中に規定されています物質が含まれております。例えば塩酸であったり、水酸化ナトリウム、これもかなりの量を購入されています。さらに、有機溶剤中毒予防規則に規定されていますメタノールが、年間16トンという相当な量を使っています。さらに、粉体として薬剤も使うことがありますけど、これも粉じん障害防止規則の中に規定されておりますので、やはりこれについては労働安全衛生法に規定された管理組織、設備、保管、健康診断、環境測定、表示、掲示等についても、法に基づいた対応はしているのかどうか、その点についてお伺いいたします。

○議長（高橋利典君）

衛生センター所長

○衛生センター所長（岩田隆夫君）

それでは、再質問の1問目、測定業務を事業所内で行えないかについてお答えします。

衛生センター各種測定については、昭和58年1月に足柄下堰水利組合長、大胡田区長、下古城区長、美乃和区長、し尿処理施設改造対策委員長と広域行政組合とで締結された協定に基づき実施しております。

運転管理について必要な水質測定は職員で行っておりますが、公表用水質測定につい

ては、地元要望により計量証明事業者に週1回以上と定められておりますので、入札にて計量証明事業者を定め、測定を実施しております。

今後も協定及び地元要望に基づき、現在同様の水質測定を実施していく所存でございます。

2問目のメタノール、塩酸、水酸化ナトリウムの法に基づいた対処についてですが、塩酸、水酸化ナトリウムについては、労働安全衛生法に規定する特定化学物質に該当しますが、衛生センターでは専用の密閉容器に納入業者が直接投入し、反応箇所にも専用ラインで直接注入され、大気放出もしていないため、職員が、ガス、蒸気または粉塵に直接被爆することがありません。そのため、労働安全衛生法で定める有害業務には該当せず、労働管理体制の構築や作業管理の届け出等の対象施設とはなっておりません。

なお、これら薬品容器設置場所は漏れ防止対策を施した場所にあり、表示等はしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利典君）

12番 岩田治和議員

○12番（岩田治和君）

12番、岩田治和でございます。再々質問いたします。

1番のほうの分析の関係のほうは、一応地元の地区と協定を結んでいるということですから、やはり協定が一番私は大事なものだと思っております。ですから、この点は従来どおりに水質測定を実施していくことには反対はいたしません。

2問目の関係ですけど、答弁の中で、納入業者が行っているだとか、密閉状態で行っているというようなことで、直接、この事業所では扱っていないということなんですけど、特定化学物質障害防止規則の中では、直接触ってなくても、また大気に放出もしていないというようなことに対しても、事業主はそれをはっきり認識する必要があるんです。例えば、もう既に30年ほど前から衛生センターが出て、この管轄ですと、以前は労働省の管轄だったんですけど、労働基準監督署から指摘を受けなければ、全くその法に従わなくていいという法律ではないものですから、やはり法を無視した場合、大変悪質な事業所だと認められる可能性があります。それは、直接、是正勧告とか改善命令が出て、その間だけは業務停止になる可能性は十分あり得ます。そのためには、御殿場市民・小山町民は大変被害をこうむるものですから、もう一度、この労働安全衛生法に関係している作業がないのかどうか、確認していただきたいと思っております。

もう一つ、同じように、労働安全衛生法の扱いで、粉体を使っているということですけど、これも同じようにじん肺法と同じく労働安全衛生法の粉じん障害防止規則に該当します。この点についても、さらにもう一度認識する必要があるのではないかと思います。

いますので、答弁は要りませんが、私の意見として聞いていただければと思います。

以上です。

○議長（高橋利典君）

ただいま12番 岩田治和議員の再々質問については、通告外ですので、答弁はいたしません。

○議長（高橋利典君）

ほかに質疑ありませんか。

7番 佐藤省三議員

○7番（佐藤省三君）

7番、佐藤省三です。ごみ焼却施設周辺整備事業3,000万円について伺います。

令和2年度一般会計予算案31ページ、32ページ、3款2項1目塵芥処理費の説明欄2、焼却センター運営費、④ごみ焼却施設周辺整備事業3,000万円が計上されています。他の施設には土地借上料のみ計上されており、周辺整備事業の記述がありませんが、まず、この事業はどんな事業か、この事業の概略について御説明をお願いします。

また、他の施設周辺に同様な事業があるかどうか、また、それはどんな理由を背景に実施されたのか、この2点について伺いたいと思います。

○議長（高橋利典君）

資源循環課長

○資源循環課長（佐藤暁将君）

ただいまの御質問についてお答えします。

初めに、ごみ焼却施設周辺整備事業の概略につきましては、施設周辺地区である、板妻区及び神場区と締結した「ごみ焼却施設の建設及び操業に関する基本協定書」に基づき、両区内の道路、河川等の整備を御殿場市に委託して実施するものです。

なお、整備期間は、焼却センターが稼働を開始した平成27年4月1日から施設の操業期間中としています。

次に、他の施設の状況につきましては、資源循環課が所管する再資源化センターは、周辺環境に与える影響が焼却センターと比較して格段に少ないため、その対象としていません。

また、衛生センターでは、昭和51年度から平成18年度までの期間に、現在の美之和区に対し、約9億円の周辺整備事業を実施しています。

なお、旧RDFセンターでは、小山町桑木区に対し、20年間で約6億円の周辺整備事業を実施しています。

最後に、周辺整備事業の実施の理由につきましては、施設周辺の地区に与える影響として、施設からの排気ガスや処理水等の放流をはじめ、運搬車両等の往来の増加等を考

慮して、他の地区より優先して、道路・河川等を整備するためのものがございます。

以上、答弁とさせていただきます。

(「終わります。」と佐藤省三君)

○議長(高橋利典君)

ほかに質疑ありませんか。

(この時質疑なし)

○議長(高橋利典君)

質疑なしと認めます。

これにて1款、2款、3款の質疑を終結いたします。

次に、4款消防費、5款公債費、6款予備費について質疑ありませんか。

7番 佐藤省三議員

○7番(佐藤省三君)

7番、佐藤省三です。私は消防署職員の人件費について伺います。

令和2年度一般会計予算案、35ページ、36ページ、4款1項1目常備消防費のうち、説明欄1、人件費③12億1,434万6,000円は、全消防費の84.5%を占めると3月10日に説明がございました。この人件費には、報酬以外に各種の手当等が含まれているものと思います。その中に火災、自然災害、救急救命などの緊急出動は含まれているのでしょうか。

もし、含まれるとしたら、根拠となるべき出動回数をどのように算定されていられるのか。また、その中に当該施設の管轄外の地域への出動は、どの程度あるのか伺います。

○議長(高橋利典君)

管理課長

○管理課長(小澤 進君)

ただいまの御質問にお答えします。

初めに、緊急出動に対する手当について、御説明いたします。

消防の緊急出動は、大きく分けて、火災・救急・救助の出動となります。これらのうち、救急出動と救助出動に従事した職員は、「御殿場市・小山町広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例」に基づき、特殊勤務手当として、1回の従事につき300円が支給されます。

続いて、根拠となる出動回数につきましては、過去10年間の出動件数をもとに、今後の推移を想定し、予算計上しております。

最後に、当該施設の管轄外の地域への出動について、御説明いたします。

当該施設の管轄につきましては、「御殿場市・小山町広域行政組合消防本部及び消防

署の設置等に関する条例」に基づき、御殿場市・小山町全域を一つの管轄としているため、管内に5か所あります各消防署及び各分署ごとの管轄の概念はございません。

なお、各種災害出動につきましては、御殿場市・小山町全域を一つの管轄として、高機能消防指令システムにより、災害現場に最も近く、最も的確な車両が出動しております。

また、出動中の署所のカバーを、次に近い署所の車両がバックアップするなど、御殿場市・小山町の全域を5か所の署所で、お互いに補完し合い、大規模な災害発生時には、複数の署所の車両が現場に集結し、災害対応するなど、限られた消防力を最大限に生かし、市町民の安心・安全に努めております。

以上、答弁とさせていただきます。

(「終わります。」と佐藤省三君)

○議長(高橋利典君)

ほかに質疑ありませんか。

2番 勝間田幹也議員

○2番(勝間田幹也君)

私のほうは2点、お聞きいたします。

1点目は、予算書36ページ、4款1項1目の常設消防費、説明欄3、⑤東京オリンピック・パラリンピック事業1,995万9,000円です。説明では、東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う警備等とのことですが、内容についてお聞きいたします。

2点目、同じページ、次の説明欄4、③その他の研修経費11万6,000円について、研修内容についてお聞きいたします。

以上、2点、よろしくお聞きいたします。

○議長(高橋利典君)

管理課長

○管理課長(小澤 進君)

ただいまの2点の御質問にお答えします。

初めに、1点目の消防事業費の⑤東京オリンピック・パラリンピック事業について御説明します。

警備の主な内容ですが、主会場である富士スピードウェイ及びロードコースにおける災害やテロ災害発生時に、選手及び観客の救護搬送及び避難誘導などによる安全管理でございませぬ。

事業費の内訳につきましては、災害発生時の対応資器材として、多数傷病者用の搬送器具、生物化学テロ用の除染資器材、化学物質検知器、隊員を守る防護服などの備品及

び消耗品に係る経費が主なものでございます。

次に2点目の、職員研修諸経費の③その他の研修経費について御説明します。

初めに、研修内容ですが、小型移動式クレーン運転技能、玉賭け技能、伐採等業務従事者特別教育などが主なものでございます。

これらの技能資格については、消防署に配備されている救助工作車及び資器材を取り扱うために必要な技能資格のため、救助隊員を中心に計画的に資格を取得しております。

研修経費につきましては、主に各種研修の講習受講料及び受験料に係る負担金でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利典君）

2番 勝間田幹也議員

○2番（勝間田幹也君）

2点目について、再度お聞きいたします。

その他の研修経費で、技能免許の取得に対して補助等を行っているとのことですが、平成29年の自動車免許制度改正に伴い、それ以降免許を取得し職員になった方は、消防車両を運転できない隊員がいると思います。その実態と免許取得に対しての補助等がないようですが、今後どのように対応していくのかお聞きいたします。

○議長（高橋利典君）

管理課長

○管理課長（小澤 進君）

ただいまの、再質問にお答えします。

平成29年の自動車運転免許制度改正により、消防に配備されている緊急車両のうち、普通運転免許にて運転可能な車両は、現場指揮用の指揮車1台及び救急車6台のみとなります。したがって、そのほかの消防ポンプ車7台、救助工作車2台、はしご車などの特殊車両4台につきましては、準中型運転免許以上の資格が必要となります。

現在のところ、消防では、免許制度改正前から、多くの職員が自発的に大型免許を取得し、消防業務に支障を来しておりませんが、近年、大型免許取得には、30万円から40万円の多額な費用がかかり、議員御指摘のとおり、免許取得に係る経費に対する補助などの制度もありませんので、これから、免許を取得する職員には大きな負担となり、大型免許取得率の低下が危惧されます。

したがって、現在、消防本部では、県内消防本部の実態、対処等を調査しつつ、免許取得に対する補助制度も検討しております。

今後、消防本部では、職員の負担軽減を図り、大型免許を取得しやすい環境を整え、消防業務の円滑化、消防業務の維持向上に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

(「終わります。」と勝間田幹也君)

○議長(高橋利典君)

ほかに質疑ありませんか。

(この時質疑なし)

○議長(高橋利典君)

質疑なしと認めます。

これにて4款、5款、6款の質疑を終結いたします。

次に、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

(この時質疑なし)

○議長(高橋利典君)

質疑なしと認めます。

これにて歳入歳出全般の質疑を終結いたします。

以上で、議案第2号に対する質疑を終結いたします。

○議長(高橋利典君)

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

14番 高畑博行議員

○14番(高畑博行君)

14番、高畑博行です。ただいま提出されました議案第2号、令和2年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算案に反対の立場で討論いたします。

歳出面では特段異論はありませんが、主要な反対理由は、合意書に基づかない負担割合で算定した歳入だからであります。今回の負担割合は、管理者査定において、正規の予算編成手続を経て計上している、さらに、暫定的に算定したものであり、両市町の合意書締結後は速やかに4月に遡及し、補正予算において予算措置をすると、管理者提案理由説明でありました。

しかし、私は平成29年8月16日の両市町の議長立ち会いのもと、両首長が互いに押印した合意書は、極めて重いものであり、現在でも生きているものと認識しております。

負担割合を変更し、予算提示するのであるならば、改めて合意書を交わし直すのは当然のことで、その手続なしに新たな負担割合に沿って、予算の歳入を決定することは認めがたいと考えます。

また、今回提案されている負担割合に沿って算定された歳入の両市町の負担額を、それぞれの人口で除した場合、御殿場市民1人当たりの額は2万2,648円、小山町民

1人当たりの額は3万6,868円となり、その差は小山町民1人当たりの額が1万4,220円高くなります。現在でも約5,000円高いわけですが、それが一気に3倍近く、その差が大きくなることも到底納得できるものではありません。

2つの自治体規模は異なりますので、住民1人当たりの格差が生じることは一定程度やむを得ないにしても、広域行政の観点から考えた場合、両市町の10万6,000人の全ての住民をベースに置いた考え方を基本に据えて対応すべきと考えます。

なお、御殿場市・小山町の両当局は、現在合意に向けて協議中であり、協議も着実に前進しているとのことですので、今後も継続して協議を重ね、なるべく早い時期に合意できるよう努力していただきたい。

その合意を受けて、それぞれ補正予算を組んで調整を図る方向で最善を尽くすことを希望して、令和2年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算案に対する反対討論といたします。

○議長（高橋利典君）

次に、賛成討論の発言を許します。

2番 勝間田幹也議員

○2番（勝間田幹也君）

私は、議案第2号、令和2年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算に賛成し、以下討論を行います。

御殿場市・小山町広域行政組合は、市民・町民が安全・安心な生活を送る上で欠かすことのできない「消防」「塵芥処理」「し尿処理」「斎場」といった4つの業務を、昭和41年の組合発足以来、半世紀以上にわたり、御殿場市・小山町のかたい信頼関係のもとに、着実にサービスを提供し続けているところであります。

広域行政組合が行っている事業の重要性につきましては、今さら議論の余地がないところであります。今回さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピックの自転車競技の開催地として、消防を中心に広域行政組合の果たす役割は大きく、円滑に職務を全うしていただくことを切に期待するところでもあります。

こうした中で、御殿場市並びに小山町とも、大変厳しい財政環境の中で、施設を利用した売電収入や、ごみ処理手数料をはじめとする自主財源の確保に積極的に努められたことは評価するところであります。

さらには県支出金や基金、組合債の計上など、市民・町民へのサービス向上を図るために、あらゆる財源を有効に活用して予算を編成したものと判断するところであります。

編成された予算案の歳出を見ますと、焼却センターや再資源化センター、衛生センターの維持管理費をはじめ、市民・町民のニーズに的確に対応した予算を計上し、さらに消防費においては、消防車両の更新をはじめとする消防施設の充実を図ることはもとよ

り、東京オリンピック・パラリンピックの開催地として必要となる予算を適切に計上しているものと判断しています。

一方、歳入を見ますと、焼却センターの売電収入やごみ処理手数料をはじめとする利用料・手数料などの自主財源の計上はもとより、県支出金や組合債などを効率的に盛り込み、予算を編成したものと判断いたします。

歳入予算の84%を占めます、市と町の負担金の合計26億7,000万円につきましては、予算案を最終決定する場である管理者査定において、歳出総額を決定した上で、それに見合うそれぞれの市町負担金を正規の予算編成手続を経て計上したものと判断しております。

現在合意に向けて協議が進んでいるとお聞きしておりますが、令和2年度当初からの見直しについては既に双方が同意しており、今回暫定的に算定した負担金については、十分理解するところであります。

いずれにしましても、広域行政組合の事業については、市民・町民の安全・安心な生活に欠くことのできない事業であり、両市町の信頼関係のもとに円滑な事業実施を期待するとともに、合わせて両市町の合意に向けた協議を期待するところであります。

以上のとおり、令和2年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算については、正規の手続により、市民・町民の安全・安心な生活に必要な予算を適切に編成したものと評価し、私の賛成討論といたします。

○議長（高橋利典君）

ほかに討論はありませんか。

（この時発言なし）

○議長（高橋利典君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより、議案第2号「令和2年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計予算について」を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます

（賛成者起立）

○議長（高橋利典君）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋利典君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて令和2年御殿場市・小山町広域行政組合議会3月定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2 時 1 6 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 高 橋 利 典

署名議員 高 橋 靖 銘

署名議員 室 伏 勉